

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和2年6月1日～令和2年6月30日分)

令和2年7月31日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省企業活動基本調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ① 報告を求める事項の変更（令和3年調査より適用） 日本標準産業分類に基づき、調査票中の「飲食店」の文言を「飲食サービス」に変更するとともに、会社法の改正に伴い不要となった調査事項（社外取締役のうち関係会社の者の人数）を削除 ② 報告を求める期間及び調査結果の公表の期日の変更 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、企業による有価証券報告書等の提出期限が9月末まで延長されたことを踏まえ、令和2年調査に限り、調査の実施期間を5月～7月から7月～10月に変更 また、これに伴い、令和2年調査の結果公表の期日についても、従来から3か月繰り下げ、速報を令和3年4月までに、確報を令和3年9月までに公表するよう変更 ③ 調査結果の公表の方法の変更 ニーズが低下した印刷物による公表を廃止	R2.6.9
法人企業統計調査	財務大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書等の提出期限が9月末日に延期されたことを踏まえ、令和元年度下期調査に限り、調査票提出期限を7月10日から9月30日に変更	R2.6.22

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。